

平成29年度事業計画

我が国では大都市圏への人口、経済などの集中が続く中、地方における人口の減少や高齢化の進展など地域間格差の拡大は止まらず、地域の市民生活にも様々に影響を及ぼしています。

田辺市においても人口の減少が続く中、少子化と高齢化が一層進む中、高齢者や障害者などに住みよい地域づくりや社会的孤立の防止など、地域福祉に対する期待や要求の高まりから、社会福祉協議会の役割が求められています。

こうした中、市では平成28年度に第3次地域福祉計画を策定し、新たな地域福祉の構築をめざしておりますが、本会でも市計画に合わせて策定した第3次地域福祉活動計画に基づき、地域における様々な課題や要望に対し、住民同士の支え合いなどによる解決に努めてまいります。

介護保険法の改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、平成29年4月から新たに地域型地域包括支援センター業務と生活支援体制整備事業を受託し、地域福祉と在宅福祉が協調しつつ、行政と連携して地域住民の心身の健康保持や生活の安定に努めます。

また、予防給付などのサービスの変更に対して取組や体制を見直し、地域の状況や利用者の意向などにも配慮しつつ適切な対応に努めるとともに、在宅福祉事業の円滑な実施に向けて新たな取組を進めて参ります。

社会福祉法人のガバナンスの強化や、運営、活動、財務規律の透明性の向上のため、社会福祉法の改正をはじめとした様々な制度改正が行われ、社会福祉協議会においても定款の変更等対応に努めてまいりました。本会では従来からの組織体制や事業運営、活動などに特段の変更はありませんが、運営・取組みの透明化等に一層努めると共に、他の社会福祉法人への協力や調整などを適切に進めて参ります。

こうした法人を取り巻く状況の変化に対応しつつ、地域住民や利用者に寄り添い、適切・円滑な法人運営と事業の推進に努めて参ります。

1、地域福祉を支え合える人づくり・つながりづくり

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が始まります。日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域づくりの担い手となる“地域ボランティア”の育成に取り組んでいきます。

一方、福祉職場は依然として慢性的な福祉人材の不足と定着率の悪化が深刻な課題となっており、紀南福祉人材バンクを軸に、求職登録者を増やし就職に繋げていく取組みや福祉の魅力伝える啓発活動、キャリアアップ事業にも取り組んでいきます。

(1) 地域福祉・ボランティア活動等の支援と協働促進

～ボランティアセンター機能の充実強化とボランティア活動の支援～

①ボランティアの楽しさを伝える取組み

(ア) ホッと講座の開催

(イ) ボランティアとの集いの実施

(ウ) ボランティアスクール・各種ボランティア啓発講座の開催、

②ボランティアを育成する取組み

(ア) 生活支援体制整備事業の受託運営【新規】

・生活支援コーディネーターの配置（全地区）

・総合事業基準緩和型サービス事業研修の実施～ご近所ボランティア講座

(イ) いきいきシニアリーダーカレッジの開催

・ささえあいコース（田辺・龍神地区）

「住み慣れたふるさとで、元気に暮らすヒントを学ぼう！」

・未来づくりコース（田辺地区）

「子育て・孫育てをシニアが上手に応援するコツを学ぼう！」

③ボランティアのマッチング

(ア) ボランティア情報の発信

(イ) ボランティア登録、紹介と斡旋の活動支援

(ウ) ボランティア保険加入促進

④ボランティアグループ支援の取組み

⑤ボランティア連絡協議会の活性化

(2) 気づきと出会い、学びの場づくり

～福祉教育の推進と気づきと出会いの場づくり～

①小中高等学校への福祉教育支援活動の強化

(ア) 小中高等学校における福祉教育支援活動～紀南福祉人材バンクと連携

(イ) 福祉教育教材の配布

(ウ) 福祉教育推進校連絡会共催による研修会の実施

(エ) 小中学校向け福祉教育推進助成制度の運用

②気づきと出会い、そして学びの場づくり

(ア) 市民福祉映画会の実施(田辺市共同募金会・(株)紀伊民報 共催)

(イ) 「明日へのかけ橋フォーラム」及び「ふれあい文化祭」の開催

・社会福祉功労者表彰式

・地域福祉講演会の実施

・福祉施設・学校・ボランティア団体の展示、活動発表

(ウ) 広報活動や研修活動の強化～地域における福祉教育

(3) 福祉人材の育成・定着支援

～福祉人材の養成と活動支援～

- ①福祉人材バンク事業（福祉人材無料職業紹介事業）
 - (ア) 福祉の職場への就職に係る相談
 - (イ) 求人・求職者の登録、紹介と斡旋
- ②福祉・介護人材マッチング機能強化事業
 - (ア) 福祉・介護職場就職面接会・フェアの実施
 - ・福祉・介護のしごとフェア（年2回：田辺市）
 - ・福祉・介護のしごと面接会（年1回：新宮市）
 - (イ) 学校訪問、福祉の仕事 出前講座
 - ・福祉専門職によるボランティア講座の実施
 - (ウ) 福祉の仕事 出張相談～ハローワークとの連携（年6回：新宮市）
 - (エ) 潜在的有資格者の再就職促進（年1回：田辺市と新宮市）
 - (オ) 労働環境整備、職員のキャリアアップ支援
 - ・定着支援セミナーの開催（年1回：田辺市と新宮市）
 - ・福祉の「しごと塾」の開催
介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士取得準備
 - (カ)福祉の仕事 職場体験
 - (キ)福祉の仕事イメージアップ事業
 - ・本会広報紙、ホームページ資料への情報提供
 - ・福祉のしごとPRキャンペーンの実施
 - ・「介護の日」PRキャンペーンの実施
- ③保育士人材確保事業
 - (ア)潜在保育士の再就職に係る相談等（出張相談、保育士サロンを含む）
 - (イ)保育士の定着支援に係る相談等
 - (ウ)潜在保育士の再就職支援研修の実施（再就職支援研修及び実習研修）

2、地域福祉を支え合えるしくみづくり

今日的な生活課題（貧困、孤独死、引きこもり、虐待、認知症等）は多様で複合化していくなか、社協という組織の特性を活かしながら、公的機関や専門職、あるいは地域の様々な関係者との連絡調整を図り、課題解決に向けた取組みを個別のかつ包括的に進めます。

また、各種福祉情報や社会資源を収集・発信・提供するとともに、多くの団体や関係機関と協働して社協活動を推進できる体制づくりを進めます。このほか、地域福祉推進のための福祉活動推進体制の強化と財源確保にも引き続き努めます。

(1) 地域生活を支援する相談機能の充実と連携の促進

～包括的な相談支援の充実～

- ①地域型地域包括支援センター運営事業の受託運営【新規】
 - (ア)社会福祉士等の専門職の配置（龍神・中辺路・大塔・本宮）
 - (イ)総合相談支援業務
 - (ウ)権利擁護業務
 - (エ)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - (オ)介護予防ケアマネジメント
- ②生活福祉資金貸付事業及び生活困窮者自立支援事業（家計相談支援事業）の適正な運営
 - (ア)貸付・援護事業に関する情報の周知
 - (イ)貸付に関する迅速な相談解決のため、関係機関との連携強化
 - (ウ)家計状況の「見える化」と根本課題の把握による早期の生活再生を支援
- ③福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度（法人後見事業）の適正な運営
 - (ア)福祉サービス利用援助事業に関する情報の周知と利用の促進
 - (イ)法人後見事業の実施
 - (ウ)田辺市との市長申立制度と体制整備に向けた検討会の実施
- ④地域生活支援事業の適正な運営
 - (ア)田辺市障害児・者相談支援センター「ゆめふる」との連携
 - (イ)基幹相談支援センター等機能強化事業の受託運営
 - (ウ)レクレーション教室（自立生活プログラム）の開催
 - (エ)一般及び特定相談支援事業の実施
 - (オ)知的障害者等意思疎通支援者派遣事業の実施

(2) 地域福祉・ボランティアの情報を分かりやすく伝える取組み

～広報啓発活動の推進～

- ①情報を必要としている人に情報が届く広報活動の充実・強化
 - (ア)広報「福祉日和」の発行（年 11 回）
 - (イ)点字・広報吹き込みボランティアによる定期的な支援の実施
 - (ウ)市広報や和歌山放送及びFM TANABE等各報道機関へ積極的に情報を提供
 - (エ)ホームページ等での福祉情報の提供
 - (オ)イベントや社会福祉功労者表彰式の開催等による広報啓発活動の実施
- ②生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進
 - (ア)広報委員会の開催
 - (イ)住民の目線からの「福祉情報紙」の発行の支援
- ③小地域を基盤とした「ロコミ」による情報共有の推進
 - ・地域のサロン活動やミニ懇談会等の活用

(3) 地域福祉を支える基盤づくり

① 役職員等の研修推進

(ア) 役職員研修会の参加・実施

(イ) 福祉委員研修会（地域福祉フォーラム）の実施

② 関係機関・団体等との協働体制の強化

(ア) 関係機関・団体等との連携と協働

(イ) 地域における公益的な活動に伴う社会福祉法人との協働の推進

③ 安定的な財源の確保

(ア) 事業活動について地域住民への周知

(イ) 社協会費、寄付金、共同募金等への理解促進

④ 自主財源等を活用した地域福祉活動の実施

⑤ 地域福祉活動の「見える」化の取組み

3、たなべあんしんネットワーク活動の推進

平成 29 年度から介護保険の新たな「総合事業」が始まり、小地域単位での福祉活動の役割が期待されています。行政・地域住民とともに一人ひとりの生活課題を発見・把握できる仕組みづくりとして、小地域福祉活動の支援を継続して行います。

また、平成 27 年度より避難行動要支援者名簿の提供範囲が地域の民生委員・児童委員や自治会等から本会や消防、警察などにも広がり、平常時から住民同士の顔の見える関係づくりを引き続き進めていきます。南海トラフ巨大地震の発生が危ぶまれ、円滑な避難行動支援及び災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた取組みとして、小地域の取組みから広域にわたる協力・支援体制の整備及び訓練を実施します。併せて、災害の種別に応じた課題の検討、各種マニュアルの整備・見直しを行います。

(1) 小地域単位のコミュニティづくりの推進

～12 地区の小地域単位の福祉活動（あんしんネットワーク）支援～

① 住民主体の小地域福祉活動の支援

・サロン活動、見守りネットワーク、孤立防止、世代間交流等

② 地域福祉活動推進にかかる各種助成制度の運用

・地域福祉活動推進助成 ・福祉団体等活動助成

③ 生活支援コーディネーター（再掲）による支え合いのしくみづくり

(2) 見守り・声かけ及び交流活動の実施

～地域課題を発見していくしくみづくり～

① 見守り・声かけ支援

・年末見守り支援

・ふれあい型配食サービス事業

・愛の日事業

・ボランティア温泉宅配事業

②地域の交流支援

(ア)常設型地域リビング[よりみちサロンいおり]の充実強化

- ・障がいのある若者の就労支援～コミュニティカフェの実施
- ・まめひこカフェ（認知症カフェ）の実施～キャラバン・メイトとの連携
- ・あそびの教室等多世代・多機能にわたる「居場所」の提供

(イ)巡回型地域リビングへの支援

- ・ひとり暮らしの集い
- ・おでかけふれあいいきいきサロン

③子育て世代の交流支援

- ・ほっとスペース
- ・ベビーマッサージとママサロン

④地域性を重視した支援

- ・介護用品の斡旋
- ・霊柩車の運行（火葬送迎）

(3) 地域を基盤とした防災活動の推進

～要援護者支援対策の整備～

①避難行動要支援者名簿を活用した顔の見える関係づくりの推進

- (ア)地域行事（防災訓練等）への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- (イ)避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動の実施
- (ウ)緊急連絡カードの配布～市・民児協・自主防災会等と連携

②防災意識の啓発及び防災・災害の対応支援

(ア)災害時相互支援訓練（災害ボランティアセンター設置運営訓練）の実施
～大塔地区で実施

(イ)田辺市との協働によるHUG訓練の実施

(ウ)災害時対策備品の管理・整備～旧給食センターの活用

③広域にわたる防災・災害の対応支援訓練の実施

(ア)和歌山県災害ボランティアセンター運営訓練等への参加

(イ)4社協（田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町）による防災に係る協働事業の実施

④災害時対応マニュアル（総括・業務別）及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し

⑤自主防災組織運営助成制度の運用

4、在宅福祉事業の運営

介護保険法の改正により「総合事業」が施行されたことに伴い、介護予防給付の一部（訪問介護・通所介護）が地域支援事業へ移行され、生活支援サービスの内容が変更になることから、該当するサービスの取り組みや体制の見直しを進めます。

また、地域型地域包括支援センター事業の新規受託に伴い、休止していた中辺路の居宅介護支援事業を再開し、介護予防計画の作成等において連携を進めます。一方、大塔地区

の通所介護事業（鮎川事業所）については、富里事業所に一元化することで事業を廃止します。

訪問介護事業を補完する事業として、現在本宮地区で実施している「介護タクシー事業」については、他の地域においても医療機関等への移動手段の確保を望む声が多いことから、平成 29 年度は田辺地区で新規に事業所を開設し、広域的な対応に向けて取組みを進めます。

地域で暮らす高齢者等を支える在宅サービスの担い手として、今後も地域の現状と課題を把握し、社協に求められるサービスを展開します。

（１）介護保険（介護予防）・障害者総合支援事業等の経営

①居宅介護支援事業 <全地区>

- ・介護予防サービス計画作成

②訪問介護事業 <全地区>

- ・居宅介護・同行援護・移動支援事業（ガイドヘルプ）

③通所介護事業 <田辺・龍神・大塔・中辺路>

- ・障害者日中一時支援・日中（デイサービス・ショート）事業

④訪問入浴介護事業 <田辺・大塔>

- ・身体障害者訪問入浴サービス事業

⑤訪問看護事業 <龍神>

- ・訪問看護（医療）

（２）在宅福祉事業等の受託運営

①地域支援事業 <全地区>

- ・介護予防サービス計画作成等にかかる業務
- ・一次予防介護予防普及啓発事業
- ・介護予防・生活支援サービス（短期集中型）

②田辺市単独事業

- ・養育支援訪問事業 <全地区>
- ・視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業 <全地区>
- ・配食サービス事業 <龍神・中辺路・本宮>
- ・生活支援ハウス運営事業 <龍神・大塔・本宮>
- ・外出支援サービス事業 <龍神・大塔>
- ・保育所給食事業 <本宮>
- ・うらら館管理運営等事業 <本宮>
- ・老人憩いの家管理運営事業 <田辺>（指定管理）

5、法人運営基盤の強化

平成 29 年 4 月から改正社会福祉法が全面施行され、社会福祉法人制度改革が進められる中、本会としても、法律で責務化された「地域における公益的な取り組み」の推進を新定款に明文化し、社会福祉法人としての責任を果たすよう努めてまいります。

これまで以上に、地域で期待される社会福祉協議会としての役割について再認識し、住民から信頼される社協、関係機関はもとより他の社会福祉法人からも信頼される社協として、第 3 次地域福祉活動計画に基づいた事業の遂行に努め、地域全体の福祉の前進に向けて取り組みを進めます。

(1) 法人運営体制の充実・強化

- ①理事会・評議員会・運営委員会等の適正な運営
- ②監事業務監査の実施
- ③事業別職員会議の推進
- ④災害時における職員対応の検討

(2) 適正な財務管理に基づく経営

- ①事業・経営実態に則したコスト管理と人員配置
- ②目的別積立金等の見直し、計画的運用による経営基盤の強化
- ③県・市補助委託金事業の適正な運営管理
- ④会員会費・寄付金・共同募金配分金を活用した地域福祉活動推進
- ⑤社会福祉充実財産の算定など法人制度改革に則った会計管理

(3) 職員の専門性の向上と働きやすい職場づくり

- ①職員研修の充実と外部研修の積極的な活用
- ②自己啓発助成制度の運用による福祉専門資格取得の推進
- ③健康診断、保健指導、産業医との連携による健全な職場づくり
- ④ストレスチェックの実施及び職員相談窓口の整備

(4) 倫理・法令遵守を重視した経営の確立

- ①法に則った定款・諸規程・要綱の整備
- ②リスクマネジメントの徹底
- ③福祉サービスの質の向上
- ④情報開示による経営の透明性の確保